

新潟市ジュニアオーケストラ教室保護者会会則

第一章 名称

第1条 本会は新潟市ジュニアオーケストラ教室保護者会と称する。

第二章 目的

第2条 本会は、新潟市ジュニアオーケストラ教室の活動の協力、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第三章 所在地

第3条 本会の事務局を新潟市中央区一番堀通町3番地2に置く。

第四章 設立年月日

第4条 本会の発足は、昭和56年8月1日とする。

第五章 事業

第5条 本会の目的に沿って次の事業を行う。

- (1) 演奏会等の協力
- (2) 会報の刊行
- (3) その他の事業

第六章 会員

第6条 本会は、新潟市ジュニアオーケストラ教室団員（以下、本会則において「団員」という。）の保護者をもって構成する。

第七章 役員

第7条 本会に役員として会長1名、副会長及び、委員若干名を置く。

2 前項に定める役員のほか、顧問等を置く事ができる。

3 年度途中で欠員が生じた場合、当該年度における役員の補充は会長に一任する。

第8条 役員は会員の立候補および推薦により選出し総会で承認する。

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。再任任期は一年とする。

第八章 会議

第10条 会議は総会および役員会とする。

第11条 会長は毎年一回原則六月に総会を招集する。副会長がその議長となる。ただし、会長は必要がある場合および会員の2/3以上の請求がある場合は、臨時総会を招集する。

第12条 総会は会員の過半数の出席（委任状も可とする）で成立するものとする。

第13条 会長は必要に応じて役員会を招集し、その議長となる。

第14条 総会は次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業報告並びに収支決算に関する事項
- (2) 事業計画並びに収支予算に関する事項
- (3) 役員の改選に関する事項
- (4) その他必要な事項

第九章 会計

第15条 本会の目的を達成するために必要な経費は、会費及び寄付金を持って充てる。

第16条 年会費は次のとおりとし、年度途中で退会しても返金しない。

- (1) 団員1名につき15,000円
- (2) 10月1日以降に新潟市ジュニアオーケストラ教室に入団した団員は、(1)にかかわらず団員1名につき8,000円とする。

第17条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

付記事項

1 高校3年生の会費は15,000円とするが、演奏会DVDを進呈するものとする。

2 役員は四月以降、高校1年と2年の団員をもつ会員で構成する。ただし、役員経験者は除く。

3 指導者、保護者会会員、生徒において本人の結婚、死亡の場合は10,000円を保護者会より慶弔金として支払う。

4 「ひびき」は卒団後の送付は行わず、団員専用ページにPDFとして掲載。パスワードを発行ののち閲覧可能なものとする。

5 年度途中の会則の変更、付記事項追加に関しては、原則第八章11条に基づいた臨時総会にて提出承認とする。ただし、不測の事態等にて臨時総会の開催が難しい場合、以下の条件により年度途中での変更を認める。

- (1) 役員の2/3以上の出席による役員で構成された臨時役員会に於いて半数以上の賛成を以て承認とする。
- (2) 一時的な変更及び追加として、承認事項の効力は当該年度のみとする。
- (3) 次年度以降も変更した会則の継続を望む場合は次年度における保護者総会にて承認を得るものとする。

附則

この会則は、1996年9月2日から施行する。

この会則は、2000年6月25日から施行する。

この会則は、2002年6月23日から施行する。

この会則は、2003年6月29日から施行する。

この会則は、2005年6月5日から施行する。

この会則は、2006年6月5日から施行する。

この会則は、2008年6月2日から施行する。

この会則は、2009年6月14日から施行する。

この会則は、2010年6月14日から施行する。

この会則は、2016年6月12日から施行する。

この会則は、2024年6月9日から施行する。